



目 黒 区 財 政 白 書

2 0 1 7

～ 区財政の現状と見通し ～



財政計画(平成30年度～34年度)(素案)

平成29年10月

目 黒 区

目 次

はじめに	1
第1章 区財政の現状と課題	
1 収入と支出の動き	2
参考1 国による都市と地方の税源偏在是正について.....	6
参考2 ふるさと納税による区財政への影響について.....	7
2 貯金（積立基金）と借金返済（公債費）の動き	11
3 主な財政指標	16
4 将来にわたる財政負担の状況	18
5 決算に基づく健全化判断比率について	19
第2章 財政運営上のルール化	
1 財政運営に当たっての3つのルール	23
2 3つのルールと解説	24
第3章 財政収支の見通しと財政計画の作成	
1 今後の区の財政状況	26
2 財政計画の作成に向けて	26
3 歳入・歳出の見通しと財政計画（素案）	26
<用語解説>	30

※ この白書における決算値は、通常の「一般会計」とは異なり、地方財政統計上統一的に用いられる会計区分「普通会計」の金額を使用しています。

一般会計：目黒区の予算上の会計で、特別会計（国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計）以外の一般的な行政経費が計上されています。

普通会計：総務省の定める基準による統計上の会計で、目黒区では、一般会計と用地特別会計を合算し、両会計間の重複や介護サービス事業費などを控除したものです。

は じ め に

目黒区の「財政白書」は、平成8年7月に、バブル経済崩壊後の区財政のひっ迫した状況と、苦境を打開するための課題をまとめた「苦境に立つ区財政」を作成して以来、今回で8回目となります。

前回の財政白書は、区財政が、景気回復基調に伴う収入増や、緊急財政対策による経費抑制により、世界規模での経済危機に起因した景気後退による危機的状況から脱しつつある状況の中で、安定的かつ強固な財政基盤の確立に向けた取組を進めていくことを目的として作成しました。

現在わが国の景気は、緩やかな回復基調が続いており、先行きについては、雇用・所得環境の改善が続くなかで、各種政策の効果もあって、緩やかに回復していくことが期待される一方で、海外経済の不確実性や金融資本市場の変動の影響に留意する必要があるとされています。

本区の財政状況は、景気の回復基調に伴う歳入の増加と合わせ、緊急財政対策から継続して実施する歳出の削減、財政運営上のルールによる基金の積立てと起債発行額の抑制により、財政構造の硬直化を一定程度改善させることができました。

しかし、喫緊の課題である待機児童対策をはじめとした子育て支援対策、超高齢社会に向けた対策や老朽化した区有施設の更新など、様々な行政需要に対応するための財政負担や、景気変動による急激な歳入悪化などに備えた積立基金残高の確保など、区財政に対する課題は山積しています。

現行実施計画及び財政計画は、区有施設見直し方針に基づく取組との整合を図る観点から、通常3年ごとに改定する計画を1年前倒しして改定するとともに、行革計画も併せて平成27年3月に改定したものです。現在、これら実施計画及び行革計画に掲げる個別の事業の進捗状況を踏まえ、区政を取り巻く課題や社会経済状況の変化等に適切に対応するため、前回と同様、3計画の同時改定に取り組んでいます。

これに合わせて、区におけるさまざまな施策の背景となっている区財政の現状と課題、そしてその課題を解決するための財政運営上のルール化についてまとめた、「財政白書 2017」を作成いたしました。

区民生活を取り巻く不安を払拭し、区民の皆さまが安心して住み続けられるまちを実現していくため、行財政改革を不断に進め、将来にわたり安定して区民サービスを提供できる行財政基盤を構築するよう、最大限の取組を進めてまいります。

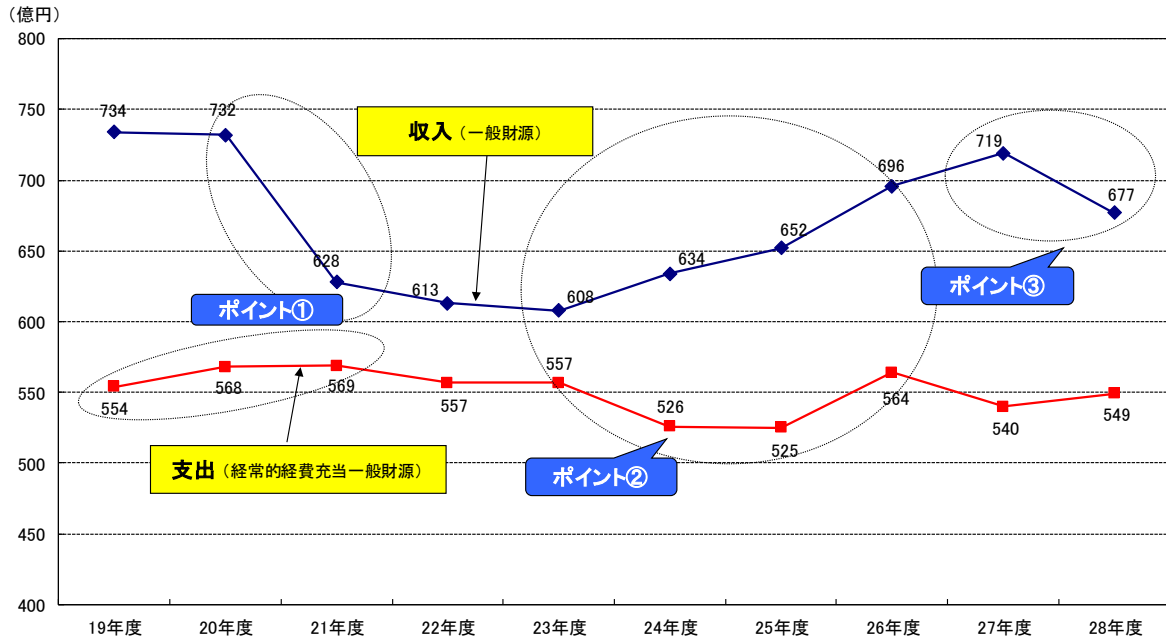
平成29年10月

目 黒 区

第 1 章 区財政の現状と課題

1 収入と支出の動き

【図表 1】収入と支出の動き（平成 19 年度～28 年度）



ポイント①

特別区税などを中心とする収入（一般財源）は、世界規模での経済危機に起因する景気後退により、平成 20 年度を境に大幅に落ち込みました。一方で、支出（経常的経費）は 21 年度まで右肩上がりの傾向が続いていました。

- 20 年度から 21 年度にかけて、世界規模での経済危機に起因する景気後退により、収入が 100 億円を超える大幅な減となりました。中でも、特別区税は△47 億円（△10.2%）、特別区交付金は△51 億円（△27.3%）の減となりました。
- 一方で、支出（経常的経費）は、21 年度まで右肩上がりの傾向が続いて、18 年度（537 億円）とくらべて 21 年度は 30 億円を超える増となりました。

ポイント②

このままいくと 25 年度には財源不足が生じてしまう可能性があったため、財源不足を確実に回避し、将来にわたり区民サービスを安定的、継続的に提供していくため「財政健全化に向けたアクションプログラム」に取り組みました。その結果、区財政は危機的状況から脱しました。

- 財政の健全化を着実に進めていくために、「緊急財政対策本部における事業見直し」、「各部署における事業見直し」、「新行革計画の策定」、「次期実施計画の検討」の4つを柱としたアクションプログラムに取り組みました。
- 23年度に行われた「緊急財政対策本部における事業見直し」では、区民生活への影響度、事業実施の緊急度、事業継続の必要性、実施主体の妥当性の視点から、全ての事業をゼロベースで全庁的に検討を行い、24年度から26年度までの3か年で段階的に支出を削減することなどによって財源確保の取組を進めました。
- その結果、基金（貯金）を使い果たしてもなお財源が不足すると予想されていた状況が改善され、財源不足に陥ることなく、なおかつ26年度には財源活用可能基金（貯金）残高を139億円に回復させることができました【図表2】。

【図表2】アクションプログラム取組前後の財政収支見通しと基金残高

<取組前:23年4月時点>

(単位:億円)

	23年度	24年度	25年度	26年度
歳入合計	890	929	851	818
うち財源活用可能基金 取り崩し額	47	38	39	0
歳出合計	890	929	878	903
うち財源活用可能基金 積み立て額	0	13	0	0
収支状況(歳入－歳出)	0	0	▲ 27	▲ 85
財源活用可能基金の残高	64	39	0	0

<取組後:26年度までの実績>

(単位:億円)

	23年度	24年度	25年度	26年度
歳入合計	906	934	898	937
うち財源活用可能基金 取り崩し額	42	7	10	0.4
歳出合計	865	890	861	904
うち財源活用可能基金 積み立て額	2	15	9	60
収支状況(歳入－歳出)	41	44	37	33
財源活用可能基金の残高	72	80	79	139

改善

・取組前の試算では、基金を使い果たしてもなお財源が不足すると予想されていました（収支状況がマイナス）。

これに対して、取組後は、財源不足となることなく、なおかつ財源活用可能基金残高を139億円に回復させることができました。

ポイント③

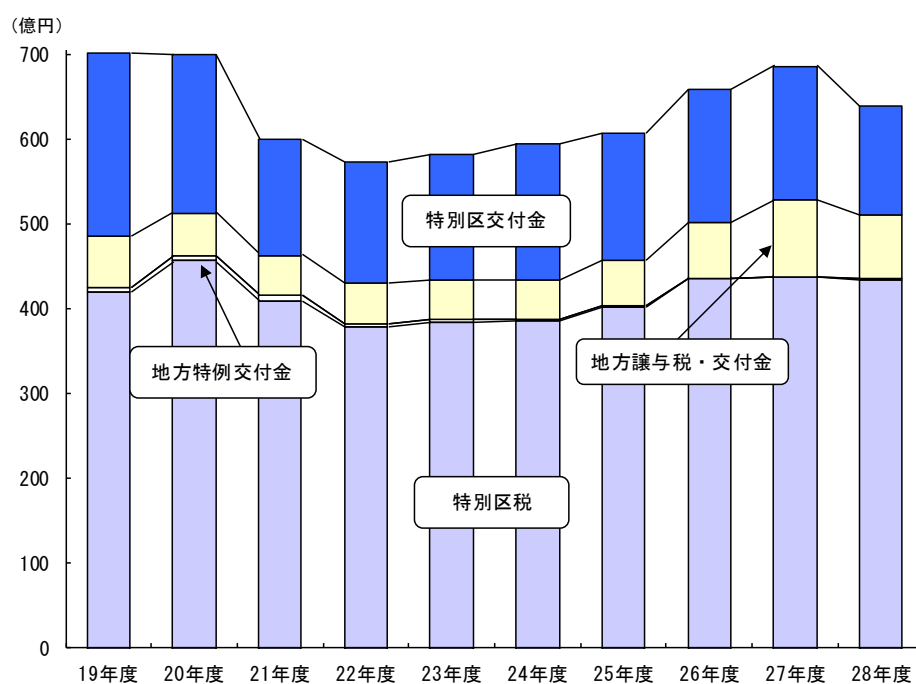
23年度以降堅調に伸びていた収入（一般財源）が、28年度は前年度比42億円の減となりました。

- 緩やかな景気回復基調などにより23年度から堅調に伸びていた収入（一般財源）が、28年度は、特別区税が横ばいである一方、特別区交付金や地方譲与税・各種交付金が減となったため、前年度比42億円の減となりました。

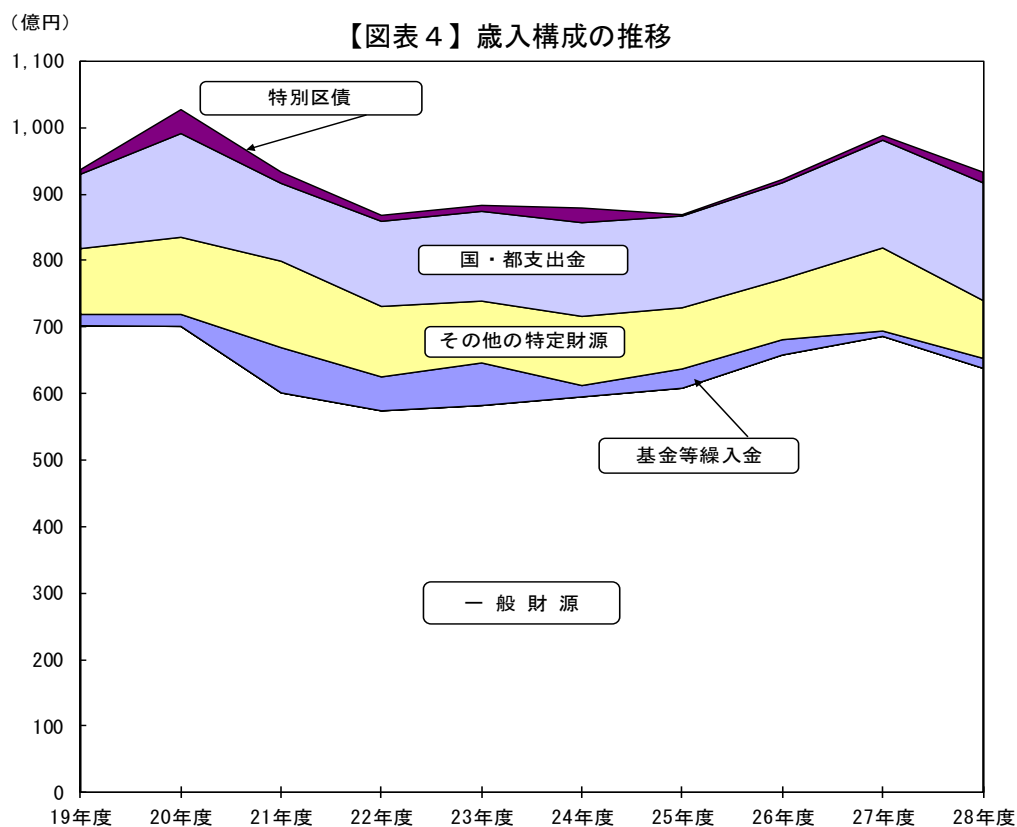
＜区の収入状況＞

- 区の収入の根幹をなす特別区税は、20年度には457億円でしたが、急速な景気悪化の影響などで、22年度から24年度までは380億円台で推移しました。緩やかな景気回復基調を受け、25年度に403億円となり、26年度以降は430億円台で推移しています【図表3】。
- 都区財政調整に基づく特別区交付金は、25年度から27年度までは150億円台で推移していましたが、28年度は128億円と前年度比△28億円(△18.1%)の減となりました【図表3】。
- 地方譲与税・交付金は、20年度から25年度までは40～50億円台で推移していましたが、26年度65億円、27年度91億円、28年度75億円となっています。これは、26年4月の消費税率引上げにより地方消費税率が1.0%から1.7%となったことに伴い、地方消費税交付金が25年度の31億円から26年度38億円、27年度66億円、28年度59億円となったことが主な要因です。また、それ以外には、株式等譲渡所得割交付金が20年度から24年度までは5～8千万円程度で推移していたところ、25年度から27年度までは5～6億円程度、28年度は3億円となった影響などがあります【図表3】。

【図表3】収入（一般財源）の推移



- 特定財源（使途が特定されている財源）を含めた歳入構成の推移を見ると、21～23年度は急速な景気後退による歳入減により年平均 59 億円程度の貯金（積立基金）を取り崩して対応していましたが、その後の景気回復と歳出抑制により、28 年度の取り崩し額は 14 億円となっています。また、特別区債の起債額については、財政健全化に向けた発行額の抑制により 19～28 年度までの 10 年間の年平均が 13 億円程度と、大規模な公園整備を中心とする起債を行った 9～18 年度の年平均 106 億円程度を大幅に下回っています。【図表 4】



収入の現状

景気は回復基調にあり、区の財政状況は改善が進んでいましたが、平成 28 年度は収入（一般財源）が前年度比減となりました。

参考 1 国による都市と地方の税源偏在是正について

国は、日本全体が人口減少局面にあり、東京一極集中の傾向が加速しているとして、「地方創生」を実現するという名目のもと、地方税である法人住民税の一部国税化やふるさと納税の拡充などにより都市と地方の税源の偏在の是正を進めています。

特別区全体では、法人住民税の一部国税化により約 1,000 億円の減収（消費税 10%段階の単年度影響額）、ふるさと納税により約 130 億円の減収（28 年度）と、多額の財源が失われています。

目黒区では、法人住民税の一部国税化により約 27 億円の減収（消費税 10%段階の単年度影響額）、ふるさと納税により約 6 億円の減収（28 年度）となります。

特別区には、「子育て支援対策」、「高齢者対策」、「防災・減災対策」など、大都市特有の膨大な行政需要・課題が山積しており、このままでは、こうした行政需要・課題に対応する行政サービスの提供に支障をきたすことになりかねません。

税源の偏在の是正は、自治体間による財源の奪い合いで解決させるのではなく、地方が担う事務と責任に見合った税源を国から地方へ移すなど、国が責任を持ってその財源を確保すべきです。

目黒区をはじめとする特別区は、国が進める税源偏在是正の動きに対し、特別区としての考えを主張していきます。

◆ 法人住民税の国税化

消費税率引上げにより税収の地域間格差が拡大するため、地方税である法人住民税の一部を国税化して地方交付税の原資を増やすことにより、地域間の財政力格差の縮小を図ろうとするものです。特別区は、地方交付税の不交付団体であることから、地方交付税の原資が増えることの恩恵を受けず、一方では、法人住民税の一部が国税化されることにより、法人住民税を原資としている特別区交付金の額が減少するため、財源が失われるものです。

◆ ふるさと納税制度

ふるさと納税とは、自分が応援したい自治体へ『寄付をする』ことで、寄付金額に応じた税の控除を受けられる仕組みです。都道府県・区市町村に対して寄付（ふるさと納税）をすると、寄付額のうち 2,000 円を超える部分について、一定の上限まで所得税及び個人住民税において寄付金税額控除の適用を受けることができます。

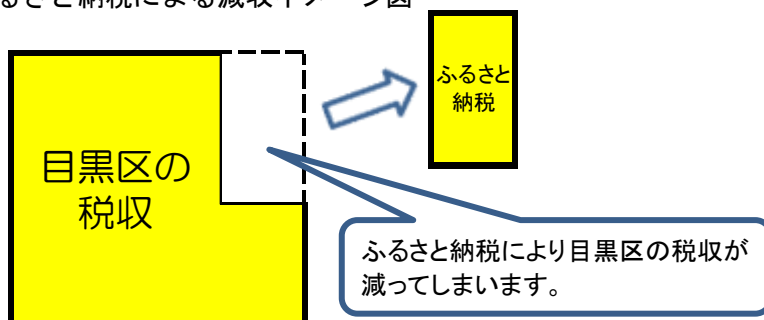
税の使われ方を考えるきっかけとなる、生まれ故郷の力になるなど、「ふるさと納税制度の趣旨」には賛同します。しかし、寄付を建前としながらも税源偏在是正の目的であることが明白であり、各自治体の返礼品競争が過熱するなど、「ふるさとを応援する」という本来の趣旨から逸脱していると考えられます。

参考2 ふるさと納税による区財政への影響について

◆ ふるさと納税のしくみ

ふるさと納税は、住んでいる自治体へ納めるはずであった税金の一部を他の自治体に寄付するしくみです。そのため、住民が他の自治体へふるさと納税を行うと、住んでいる自治体の税収が減ることになります【図表5】。

【図表5】ふるさと納税による減収イメージ図

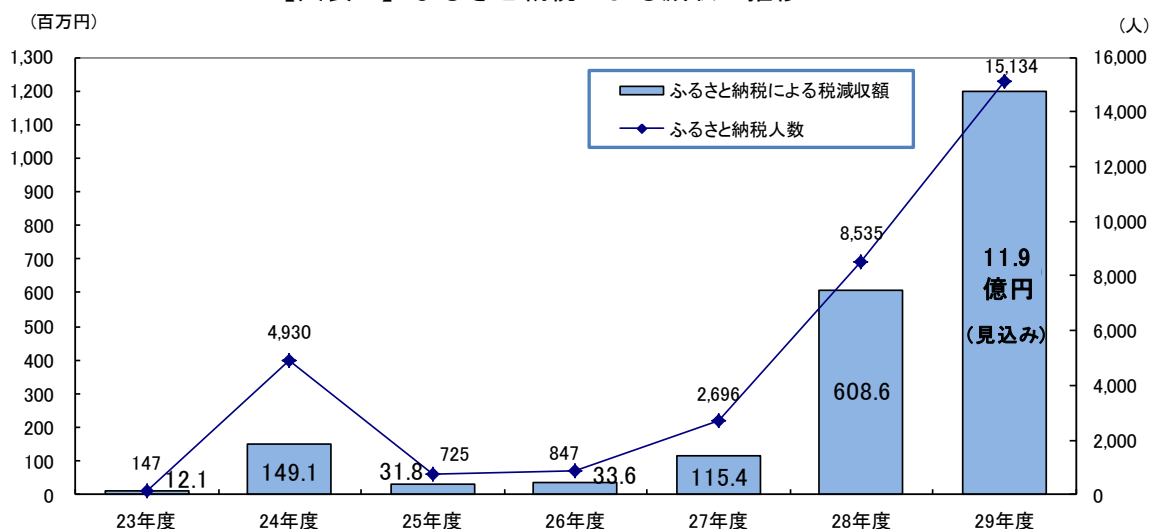


◆ ふるさと納税による区財政への影響

目黒区では、ふるさと納税により、28年度は約6億円の減収、29年度は約12億円の減収（見込み）となっています【図表6】。

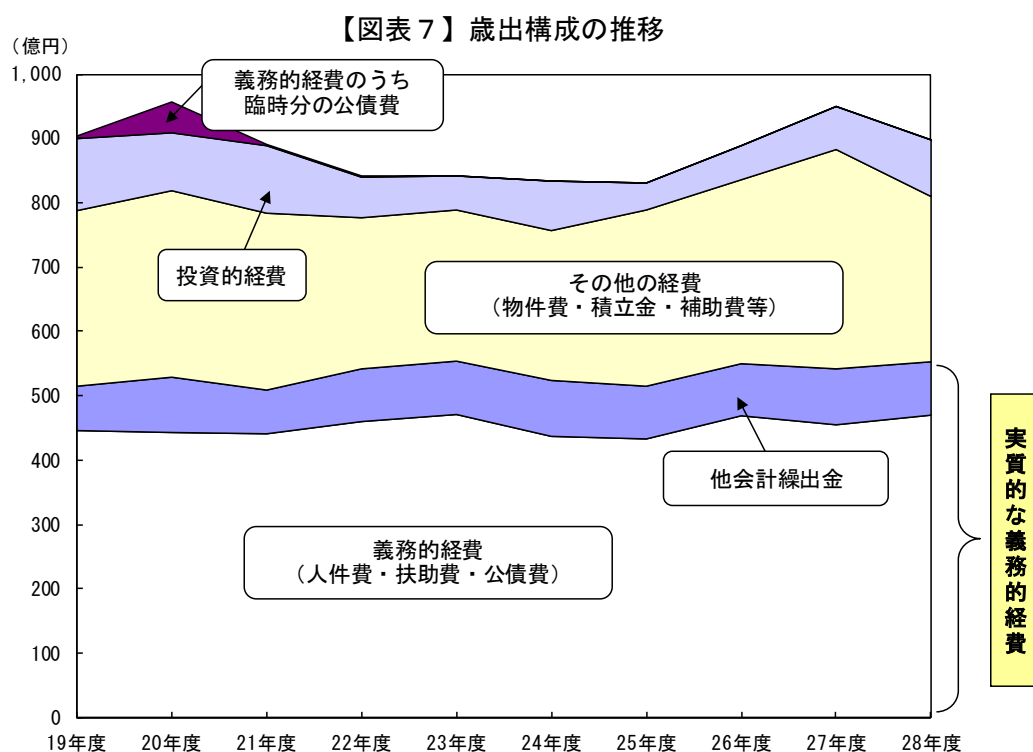
12億円は、私立認可保育所整備費用の20園以上に相当します（区負担一般財源分で計算）。このまま減収額が拡大していくと、様々な行政需要・課題に対応する行政サービスの提供に支障をきたすことになりかねません。

【図表6】ふるさと納税による減収の推移



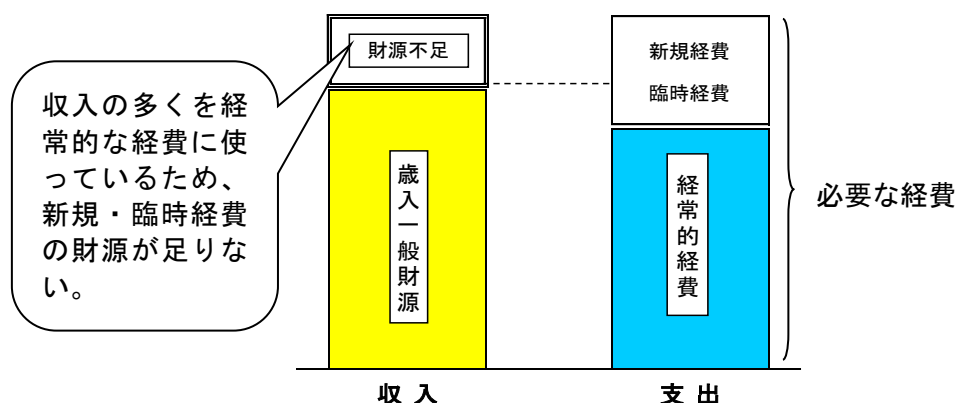
＜区の支出状況＞

- 「投資的経費」（道路・公園や公共施設等の整備費）が年度により増減している一方で、「義務的経費」（人件費・扶助費・公債費）と他会計繰出金（国民健康保険・後期高齢者医療・介護保険特別会計への繰出金）を合わせた「実質的な義務的経費」は若干の増加傾向にあるものの、ほぼ横ばいとなっています【図表 7】。

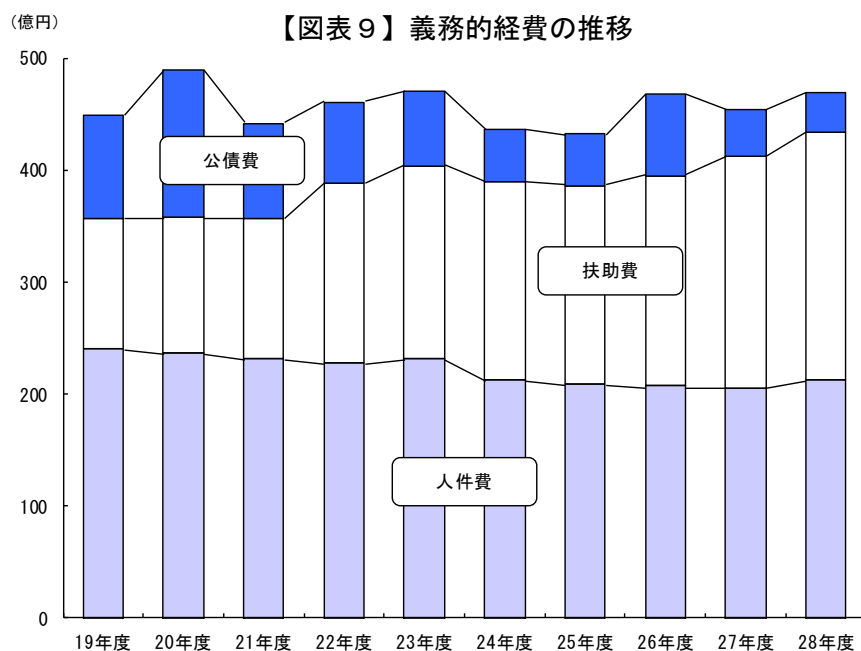


- 義務的経費とは、職員の給与等の人件費、生活保護等の扶助費及び借金の返済経費である公債費の3つを指します。また、他会計繰出金は国民健康保険特別会計・後期高齢者医療特別会計・介護保険特別会計に対して繰り出される医療・介護保険制度に係る負担金です。これらは支出が義務づけられ、任意に削減することが困難であることから、増え過ぎると**財政構造の硬直化**につながるものと考えられています。
- **財政構造の硬直化**とは、収入の多くを義務的経費を中心とした経常的な経費に使っているため、新たな行政需要に対応するための新規経費や老朽化した施設の改修などを行う臨時経費に充てる財源が不足することをいいます【図表 8】。

【図表 8】財政構造の硬直化イメージ



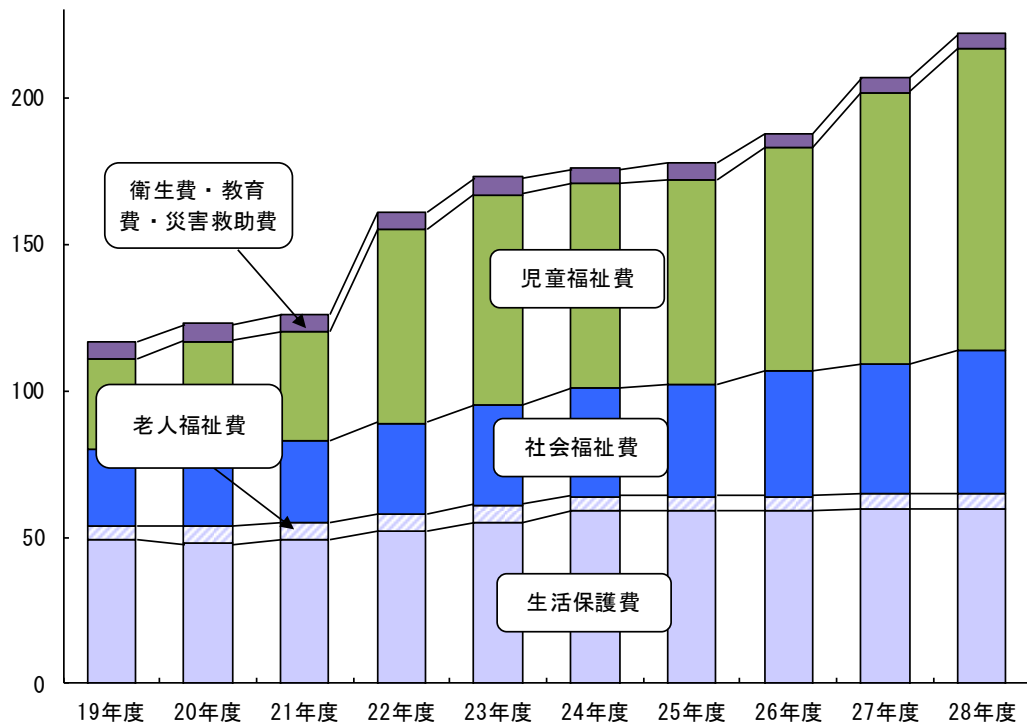
- 義務的経費のうち、保育をはじめとする児童福祉や障害福祉、生活保護などの扶助費は、19年度に117億円だったものが28年度には222億円と10年間で105億円の大幅な増となっています。こうした中で、区では、職員定数や給与水準の見直しによる人件費の削減、新たな起債の抑制などによる公債費の削減を行うことによって、全体の義務的経費の増加を抑えてきました【図表 9】。



- 扶助費の中でも、児童福祉費、社会福祉費（障害福祉費等）、生活保護費の増加が大きく、28年度の児童福祉費は103億円で19年度比72億円の増、社会福祉費は49億円で同年度比23億円の増、生活保護費は60億円で同年度比11億円の増となっています。とりわけ児童福祉費の増加が著しく、喫緊の課題である待機児童対策として保育所整備を加速的に進めていることが大きいものです【図表 10】。

(億円)

【図表 10】 扶助費の推移



支出の現状

待機児童や高齢化などへの対応のため、今後も保育所や特別養護老人ホームの整備などに伴う義務的経費の増加が見込まれます。

＜収入・支出の現状から見た区の財政運営上の課題＞

- 収入の面では、28年度に一般財源が特別区交付金の減などにより前年度を下回り、景気回復基調のなかではありますが、29年度以降の大幅な歳入増は見込みにくい状況です。また、支出の面では、喫緊の課題である保育所待機児童対策を加速度的に進めるとともに、従来からの課題であった特別養護老人ホーム入所待機者対策として34年度までに区内特別養護老人ホームを3か所整備することなどから、施設運営に係る義務的経費（扶助費や他会計繰出金）が増加することが見込まれます。



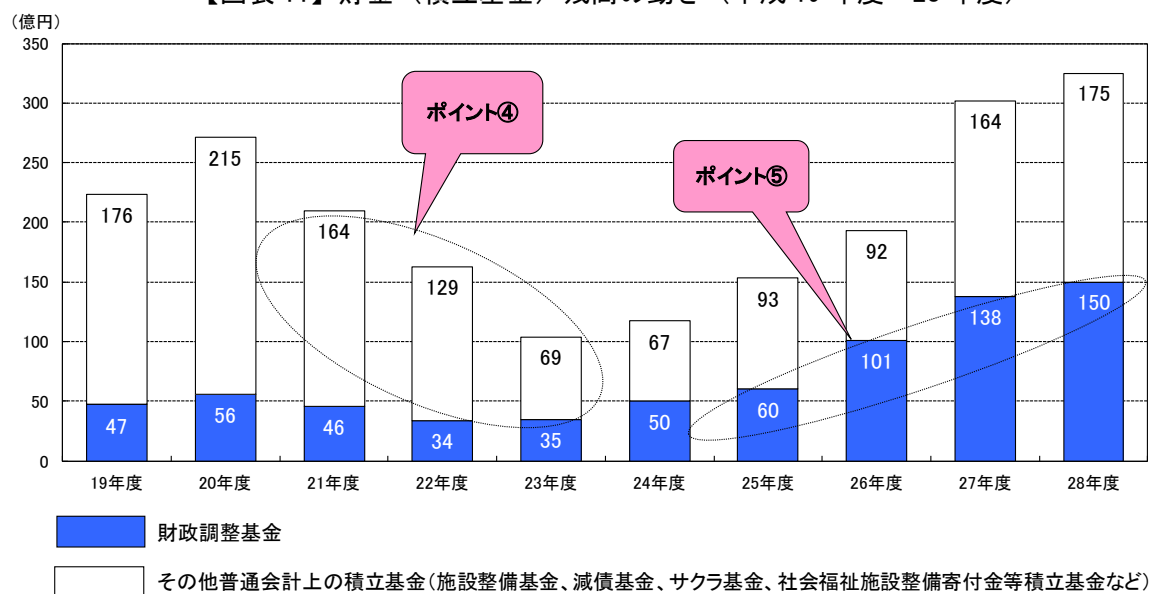
歳入増が見込みにくく、義務的経費が増加する厳しい財政状況の中でも、急激な景気の悪化や大規模災害の発生などに備え、安定的で強固な財政基盤を構築する必要があります。

2 貯金（積立基金）と借金返済（公債費）の動き

<貯金（積立基金）>

税収の落ち込みなど、いざというときに備えて、一般のご家庭と同じように区も貯金をしており、この貯金を積立基金といいます。財源不足が生じた際に活用する貯金の残高は【図表 11】のとおり推移しています。

【図表 11】貯金（積立基金）残高の動き（平成 19 年度～28 年度）



ポイント④（21 年度～23 年度）

20 年度を境に急激に収入が悪化したため、毎年度大幅に貯金を取り崩して対応し、区民生活への影響を最小限にしてきました。

- 歳入が激減する厳しい財政状況の下でも、基金を取り崩しながら、区内中小企業支援や生活者支援を柱とする緊急経済対策（暮らしサポート）の継続実施など、区民生活を支える重点施策への対応を図ってきました。

ポイント⑤（24 年度以降）

財政運営上のルールに基づき積立を行い、貯金残高の積み増しを行いました。

- 24 年度から 3 か年で取り組むこととした「財政健全化に向けたアクションプログラム」において、財政運営に当たっての 3 つのルールを定めました。ルールに基づき積立を行うことで、最低でも 100 億円の財政調整基金残高を維持するという目標を達成することができています。

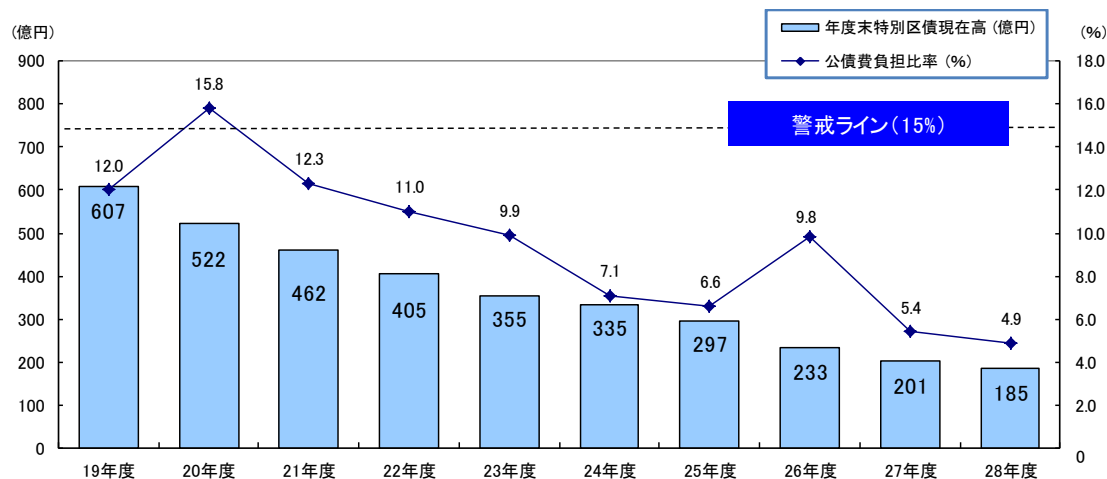
貯金の現状

景気後退による収入の悪化で減った貯金残高は回復しましたが、将来の景気変動による財源不足や老朽化した施設の更新などの行政需要に対応するため、引き続き貯金残高を確保していく必要があります。

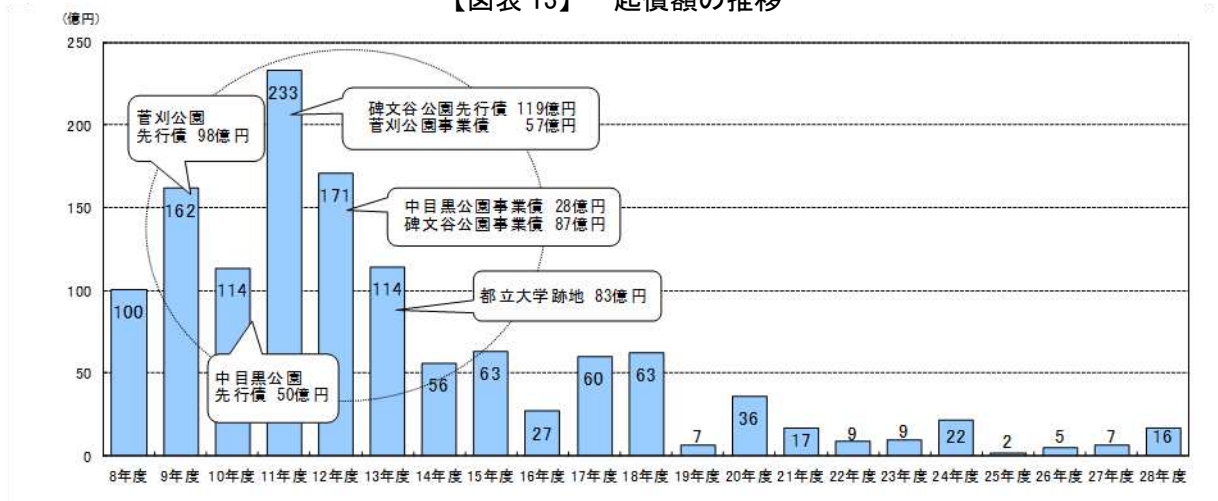
＜借金返済（公債費）＞

- 区が外部（国・民間）から資金を調達する長期の借入金のことを特別区債といい、これを発行することを起債といいます。
- 起債には世代間の負担の公平を図るという側面があるため、長期にわたって使用する施設や公園などの整備の際に起債します（いわゆる赤字を穴埋めするための起債は地方自治体では例外的なものとなっており、目黒区でも18年度以降は発行していません）。近年では、目黒天空庭園や大橋図書館の整備、東山小学校の改築などの施設建設の際に起債を行っています。
- 特別区債残高は、財政運営上のルールに基づく起債発行額の抑制や着実な借金返済により近年大きく減少し、28年度末で185億円となっています【図表12】。また、起債した特別区債の償還経費（借金返済に必要なお金）のことを公債費といいます。28年度決算における公債費は約35億円で、歳出総額に占める構成比は3.8%となっています。
- 一般財源のうち公債費に充当された金額の割合で財政運営の硬直性を測るものとして公債費負担比率があります。借金返済の負担が大きいと財政運営に余裕がなくなることから、公債費負担比率が15%を超えると警戒ライン、20%を超えると危険ラインとされています。
- 公債費負担比率は20年度に警戒ラインを超える状況でしたが、それ以降は警戒ラインを下回り、年々数値が改善しています（26年度は東山公園拡張整備の特別区債の満期一括償還などにより一時的に前年度比増）【図表12】。これは、財政運営上のルールに基づく起債発行額の抑制と【図表13】のとおり9～13年度に大規模な公園整備を中心とする起債（計794億円、平均償還年数14.4年）を行ったことによる高額な借金の返済が順次終了したことによるものです。

【図表12】特別区債現在高と公債費負担比率の推移



【図表 13】 起債額の推移



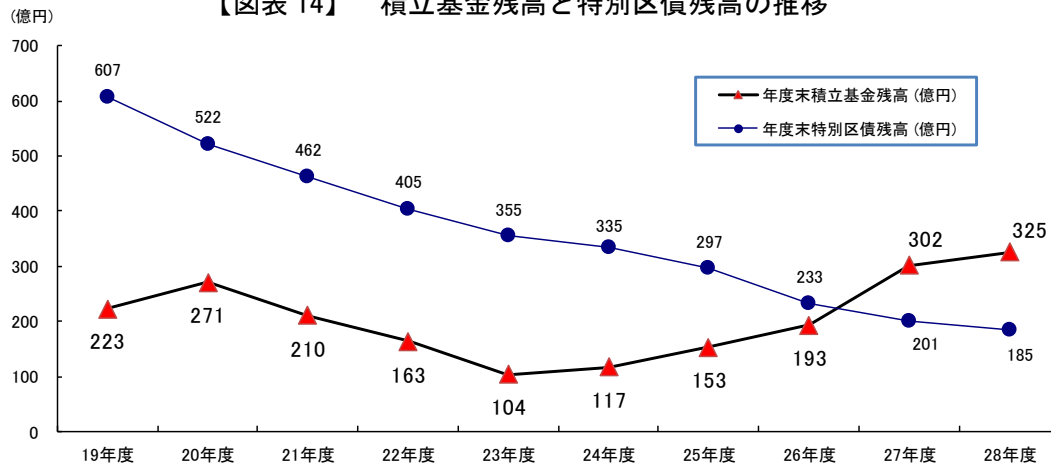
借金の現状

過去に借りた借金の着実な返済と新規の借入の抑制により借金の残高は減少しています。

<積立基金残高と特別区債残高の推移>

- 目黒区は、26年度まで積立基金残高（貯金）よりも特別区債残高（借金）の方が多い状況でしたが、財政運営上のルールに基づく貯金の積立と借金の抑制により、27年度からは特別区債残高（借金）よりも積立基金残高（貯金）の方が多くなりました【図表 14】。しかしながら、目黒区の積立基金残高（貯金）は特別区の平均の3分の2以下であり、決して楽観視できるレベルではありません。地方交付税の不交付団体である目黒区など特別区は、景気変動の影響を受けやすいため、もし貯金が尽きてしまうと、大きな税収の落ち込みがあった場合などには区民サービスのために必要な財源を確保できなくなる恐れがあります。

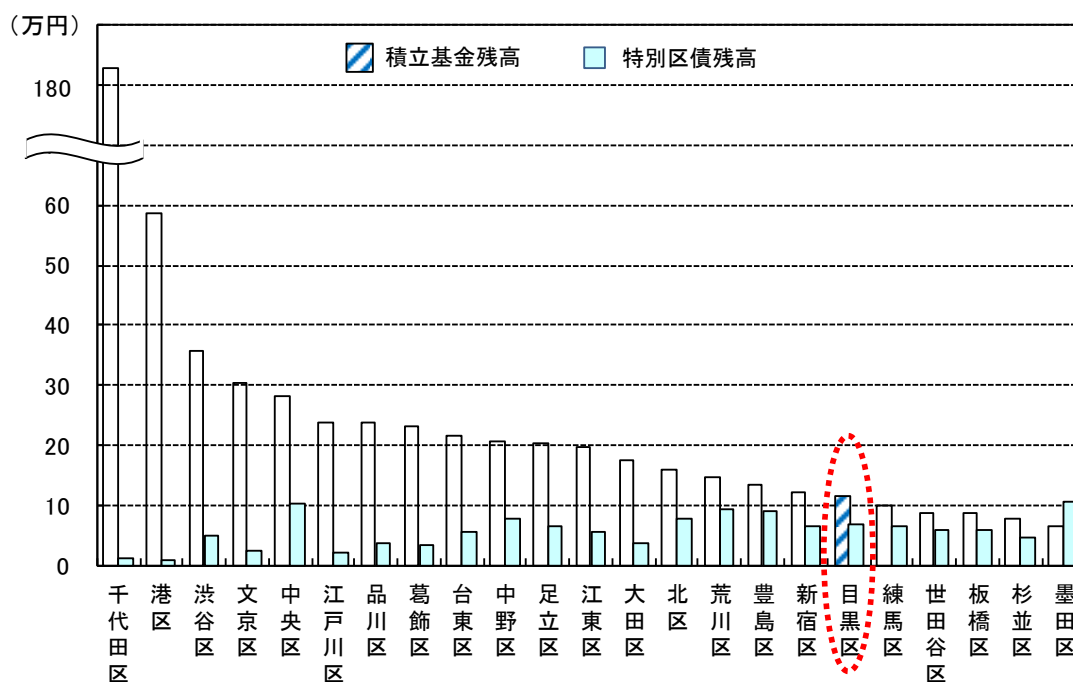
【図表 14】 積立基金残高と特別区債残高の推移



<区民1人当たりの積立基金残高と特別区債残高>

- 【図表 15】は、特別区における 28 年度末時点での区民 1 人当たりの積立基金残高（貯金）と特別区債残高（借金）を基金残高の多い順に並べたものです。目黒区の特別区における順位は、積立基金残高が 18 位（残高の多い順）、特別区債残高が 17 位（残高の少ない順）となっています。

【図表 15】 区民一人当たりの積立基金残高と特別区債残高（平成 28 年度末）



(参考資料 1)

平成28年度末における特別区債残高と積立基金残高の状況(普通会計)

区 名	人 口 (H29.4.1)		特別区債残高		1人当たり特別区債残高		積立基金残高		うち財政調整基金		1人当たり積立基金残高	
	(人)	順位 大→小	(百万円)	順位 小→大	(円)	順位 小→大	(百万円)	順位 大→小	(百万円)	順位 大→小	(円)	順位 大→小
千代田区	60,297	23	714	1	11,841	2	110,210	5	40,888	4	1,827,786	1
中 央 区	152,174	22	15,528	8	102,041	22	42,889	17	19,545	15	281,842	5
港 区	251,015	17	1,814	2	7,227	1	147,119	2	72,258	1	586,096	2
新 宿 区	339,339	12	22,125	12	65,200	15	40,957	19	25,114	12	120,696	17
文 京 区	214,683	19	5,412	3	25,209	4	65,635	13	27,046	11	305,730	4
台 東 区	194,639	21	10,764	5	55,302	10	42,233	18	9,502	22	216,981	9
墨 田 区	266,356	16	28,255	18	106,080	23	17,098	23	8,604	23	64,192	23
江 東 区	508,320	8	28,378	19	55,827	11	100,125	7	31,945	8	196,972	12
品 川 区	385,122	10	14,708	7	38,190	7	91,649	8	17,660	17	237,974	7
目 黒 区	275,278	15	18,526	10	67,299	17	32,493	21	14,999	20	118,037	18
大 田 区	720,518	3	27,316	17	37,912	6	125,911	4	62,966	2	174,751	13
世田谷区	896,057	1	52,001	23	58,033	12	78,594	10	24,916	13	87,711	20
渋谷区	223,412	18	10,655	4	47,692	9	80,210	9	35,973	7	359,023	3
中 野 区	326,839	13	25,807	14	78,959	19	67,629	12	28,895	10	206,918	10
杉 並 区	562,065	6	26,593	16	47,313	8	44,412	16	36,354	6	79,016	22
豊 島 区	284,921	14	25,265	13	88,674	20	38,300	20	19,967	14	134,423	16
北 区	346,249	11	26,427	15	76,324	18	55,465	14	15,723	19	160,188	14
荒 川 区	213,203	20	19,552	11	91,706	21	31,680	22	16,803	18	148,591	15
板 橋 区	558,809	7	33,318	20	59,623	13	48,008	15	19,085	16	85,911	21
練 馬 区	725,608	2	47,716	22	65,760	16	72,560	11	38,162	5	99,999	19
足 立 区	682,950	5	44,174	21	64,681	14	139,565	3	31,771	9	204,356	11
葛 飾 区	457,927	9	16,043	9	35,034	5	106,901	6	12,570	21	233,446	8
江戸川区	692,801	4	13,680	6	19,746	3	165,201	1	42,216	3	238,454	6
計	9,338,582		514,771		55,123		1,744,844		652,962		186,842	
平 均	406,025		22,381		—		75,863		28,390		—	

(多い順)

(少ない順)

(少ない順)

(多い順)

(多い順)

(多い順)

3 主な財政指標

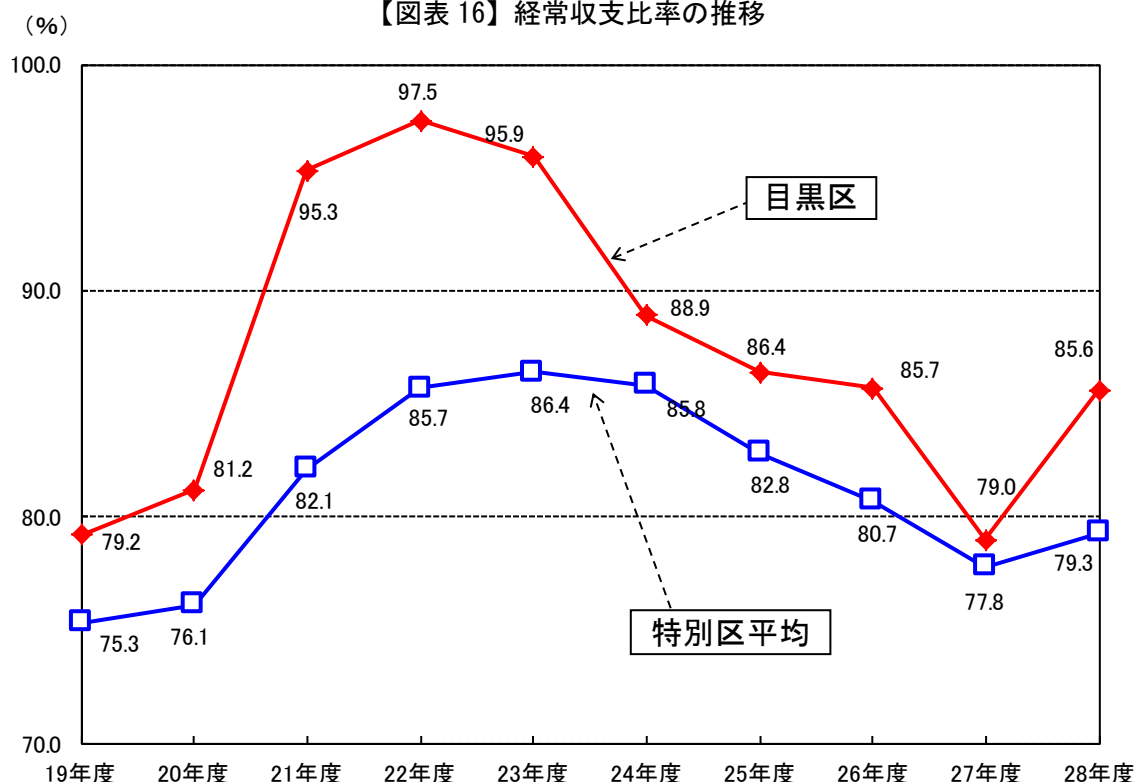
＜経常収支比率＞

地方税などの経常的に収入される一般財源がどの程度経常的経費に使われているかを示す指標として、「経常収支比率」があります。この比率が高いほど、財政構造の硬直化が進んでいるといわれています。目黒区と特別区平均の経常収支比率の推移【図表 16】を見ると、目黒区は一貫して特別区平均を上回っています。21 年度は、支出（経常経費充当一般財源）が前年度とほとんど変わらなかったのに対し、収入（一般財源）が大幅に落ち込んだことから経常収支比率が急激に悪化しました（81.2%⇒95.3%）。経常収支比率の適正範囲は 70～80%と言われていますが、目黒区の 21～23 年度の数値は 95%以上で適正範囲を大幅に超えていました。

このような状況から「財政健全化に向けたアクションプログラム」の実施による支出の削減と、景気の回復による収入の増加などにより、24 年度以降は 90%を下回り、27 年度には 8 年ぶりに適正範囲内の 79%まで改善しました。

しかしながら、28 年度は特別区交付金や地方譲与税・交付金などの一般財源収入が前年度を下回り再び適正範囲外の 85.6%となりました。そのため、財政構造の硬直化からは脱却しきれていない状況であるといえます。

【図表 16】 経常収支比率の推移



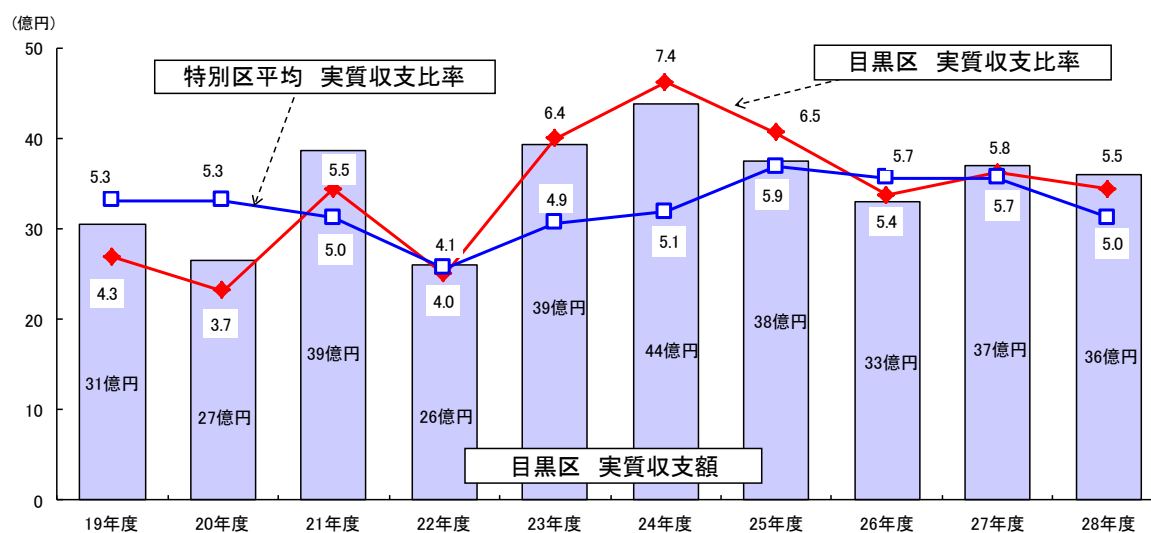
＜実質収支比率＞

実質収支とは、財政運営の状況进行判断する数値で、歳入決算額から歳出決算額を引いた額（形式収支）から、翌年度に繰り越すべき財源を控除した額のことであり、当該年度の黒字または赤字の額を示しています。

「実質収支比率」は、標準財政規模（特別区税、特別区交付金、地方譲与税などの一般財源をもとに地方自治体としての標準的な財政規模を示す額）に対する実質収支の割合を示す指標で、黒字であればプラスとなりますが、一般的には、概ね3～5％が適当と言われています。

28年度においては、目黒区は5.5％であり、特別区平均と比較すると0.5ポイント高くなっています【図表17】。

【図表 17】 実質収支比率の推移



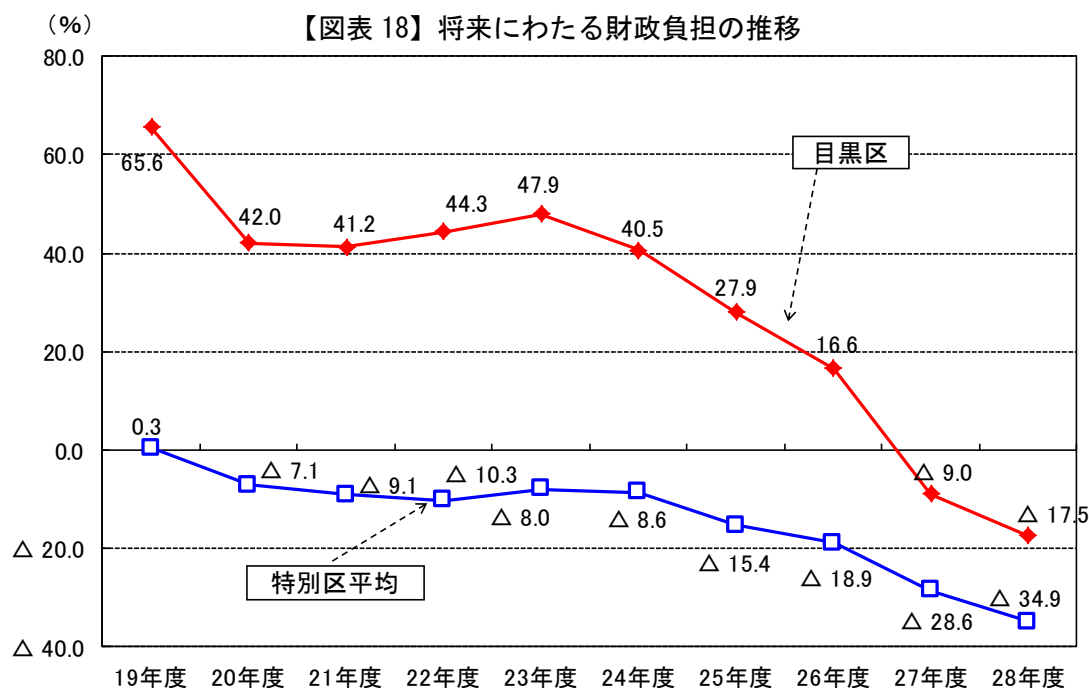
4 将来にわたる財政負担の状況

将来にわたる財政負担とは、今後、返済しなければならない特別区債の残高や、支払うことが決まっている債務負担行為（将来にわたる債務の負担限度額を定めておくこと）の合計額（借金等）から、将来への備えである基金（貯金）の額を差し引いたもので、決算時点において、将来の財政負担がどの程度残っているのかがわかります。

将来にわたる財政負担（△114 億円）〔28 年度決算〕

＝ 28 年度末特別区債現在高（185 億円）＋債務負担行為（26 億円）－28 年度末基金残高（325 億円）

この額を標準財政規模で除した数値の推移を示したものが【図表 18】です。この数値は、27 年度からマイナス（27 年度△9.0%、28 年度△17.5%）となっていますが、特別区平均よりは高い値となっています。



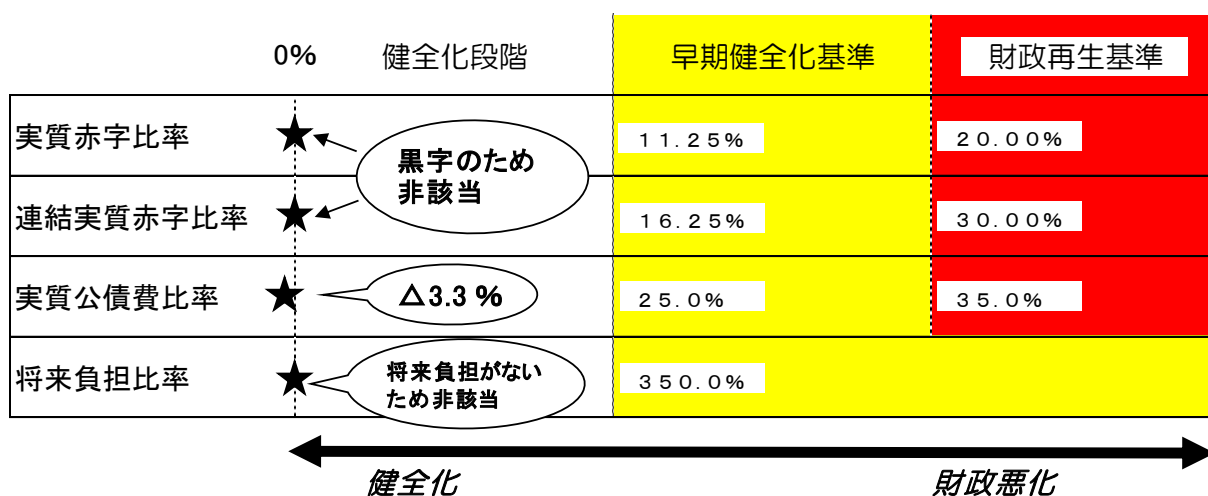
5 決算に基づく健全化判断比率について

夕張市などに適用された従来の「地方財政再建促進特別措置法」では、普通会計の赤字額が標準財政規模の20%を超えるといきなりレッドカードで財政再建団体となり、イエローカードともいえる注意喚起の段階が設けられていませんでした。また、特別会計や公営企業会計（水道事業や病院事業等）にいくら累積赤字があっても財政再建団体とはなりませんでした。

こうした課題を補うため、19年度決算から健全化判断比率の公表を法律によって義務化し、「早期健全化」と「財政再生」の2段階で財政悪化をチェックすることになりました。特別会計や公営企業会計も併せた連結決算により財政状況をより明らかにし、財政破綻を未然に防ぐ仕組みになっています。

平成21年4月1日に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が全面施行され、財政健全化計画の策定の義務付け等が20年度決算から適用されることとなりました。地方公共団体（都道府県、市町村及び特別区）は、毎年度、健全化判断比率（①実質赤字比率 ②連結実質赤字比率 ③実質公債費比率 ④将来負担比率の4つの指標）を監査委員の審査に付した上で議会に報告し公表しなければならないことになっています。目黒区の28年度決算における健全化判断比率は【図表19】のとおりです。

【図表19】平成28年度決算における健全化判断比率



① 実質赤字比率

一般会計と用地特別会計の実質赤字額が標準財政規模に対してどの程度かを比率で表すものです。赤字を基準にした指標のため、黒字の場合は「－」表示で整理されます。

目黒区の実算定数値は27年度のマイナス5.76%（黒字）から指標上は0.31ポイント黒字化が縮小し、マイナス5.45%となりました。

② 連結実質赤字比率

全会計を対象とした実質赤字が標準財政規模に対してどの程度かを比率で表すものです。各特別会計における実質収支は、いずれも黒字となっていて、連結による実質収支も黒字となっています。連結実質赤字比率についても「－」表示となっています。

目黒区の実算定数値は27年度のマイナス7.22%（黒字）から指標上は0.52ポイント黒字化

が縮小し、マイナス 6.70%となりました。

③ 実質公債費比率

この指標は、一般会計等が負担する公債費、公債費に準ずるような債務負担行為（区外特別養護老人ホームに対する建設費補助など）による支出、あるいは一部事務組合等の起債償還経費への負担金（東京二十三区清掃一部事務組合などが起こした地方債の償還経費に充てたと認められる負担金）など準元利償還金の負担が、標準財政規模に対してどの程度の比率かを表すもので、過去3年の平均値で算出します。

目黒区は、特別区債の発行額の抑制や償還が着実に進んでいることから、27年度のマイナス2.3%に対して1.0ポイント改善し、マイナス3.3%となりました。

④ 将来負担比率

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率を表すもので、将来的な視点で地方債などいわば約束された償還総額が過度の負担になっていないかを確認する指標です。将来負担がない場合は「－」表示で整理されます。

目黒区の実算定数値は、地方債残高などの将来負担額よりも将来負担額から控除される基金残高などの額が多くなるため、算定上マイナスとなり、27年度はマイナス84.7%でしたが、28年度はマイナス84.6%となりました。

実質公債費比率、将来負担比率については、特別区における算定上、国の定める算入公債費の額を、実質の区の負担から大きく減じるルールとなっています（地方交付税で償還財源として算定されるため）。そのため、目黒区を含む特別区は国内での比較となると格段に健全性が高い評価となります。

しかし、基準を下回れば直ちに問題がないとするのではなく、各指標を財政の健全性の一つの目安として、各指標の算定要素についても個別に着目し、分析を行い、引き続き健全化に取り組むことが求められています。

現実の財政健全性に関しては、経常収支比率による財政の硬直化、基金残高、中期的な歳入見通しと事業計画とのバランスなど、様々な角度から判断する必要があります。

※ 公債費負担比率と実質公債費比率について

どちらも、公債費に充当された一般財源額の割合を示す指標ですが、以下のような違いがあります。

	公債費負担比率	実質公債費比率
算定期間	・単年度	・3年間の平均値
28 年度決算 数値	・4.9%（一般的に 15%を超えると警戒ライン、20%を超えると危険ラインといわれている）	・△3.3%（適正值は 25%以下）
範囲	・普通会計の公債費	・普通会計の公債費 ・公営企業会計の公債費 ・公債費に準ずる債務負担行為 ・一部事務組合等の起債償還経費への負担金
メリット	・単年度の財政負担の状況が把握しやすい	・公営企業会計も含めた自治体全体の隠れ借金が把握できる
デメリット	・隠れ借金が把握できない	・積算ルール上実際は措置されない国の財源措置を算入するため特別区の実態と乖離

(参考資料 2)

平成 28 年度決算に基づく健全化判断比率一覧表（特別区）

（単位：％）

区名	実質赤字比率		連結実質赤字比率		実質公債費比率		将来負担比率	
	28年度	27年度	28年度	27年度	28年度	27年度	28年度	27年度
千代田区	-	-	-	-	0.8	1.3	-	-
中央区	-	-	-	-	0.2	0.6	-	-
港区	-	-	-	-	△ 2.2	△ 1.9	-	-
新宿区	-	-	-	-	△ 3.4	△ 2.9	-	-
文京区	-	-	-	-	△ 4.2	△ 3.7	-	-
台東区	-	-	-	-	△ 0.3	0.3	-	-
墨田区	-	-	-	-	△ 0.3	△ 0.2	-	-
江東区	-	-	-	-	△ 4.4	△ 4.4	-	-
品川区	-	-	-	-	△ 4.2	△ 3.9	-	-
目黒区	-	-	-	-	△ 3.3	△ 2.3	-	-
大田区	-	-	-	-	△ 2.5	△ 1.7	-	-
世田谷区	-	-	-	-	△ 2.5	△ 2.5	-	-
渋谷区	-	-	-	-	△ 3.3	△ 2.9	-	-
中野区	-	-	-	-	0.4	2.9	-	-
杉並区	-	-	-	-	△ 6.4	△ 6.4	-	-
豊島区	-	-	-	-	△ 3.0	△ 2.3	-	-
北区	-	-	-	-	△ 3.7	△ 3.5	-	-
荒川区	-	-	-	-	0.6	△ 0.1	-	-
板橋区	-	-	-	-	△ 4.2	△ 3.6	-	-
練馬区	-	-	-	-	△ 4.0	△ 3.0	-	-
足立区	-	-	-	-	△ 0.3	0.5	-	-
葛飾区	-	-	-	-	0.6	△ 0.1	-	-
江戸川区	-	-	-	-	△ 6.1	△ 6.2	-	-
特別区平均	-	-	-	-	△ 2.8	△ 2.3	-	-

- 【備考】 1 実質赤字額、連結実質赤字額及び将来負担がない場合は、「－」と表記しています。
- 2 平均値は加重平均です。

第2章 財政運営上のルール化

1 財政運営に当たっての3つのルール

健全な財政を維持するためには、毎年度の予算編成に際して、政策的な経費も含め、基本的な歳出は税金など自治体の基本的な歳入の範囲で編成し、収支の均衡を図ることが必要です。

また、年度間の財源調整に積立基金を活用することで、財政運営の弾力性が増し、財政需要に的確に応えることが可能となります。しかし、目黒区の積立基金の残高は特別区でも低い水準となっていることから、不測の事態などに対処できる積立基金残高の確保が必要となります。

そこで、区では、平成24年10月に、「①財政運営の基本と積立基金の維持」「②積立基金の強制積立」「③起債発行額の上限設定」の3つの財政運営上のルールを定めて財政運営に当たることを目指すこととし、平成25年度からの5年間（29年度まで）取り組むこととしました。

このルールに則った財政運営により、26年度当初予算は、6年振りに財源不足を補うための積立基金の取崩を行わずに編成することができました。また、25年度以降、23・24年度の決算剰余金の2分の1以上を財政調整基金に積み立てています。さらに起債発行額についても、25年度決算では2億円、26年度当初予算では11億円となっており、こうした取組の結果、15年度に800億円近くあった目黒区の特別区債残高は、25年度普通会計決算では300億円を下回るまでになりました。

しかし、ルール化2年目を迎えて、幾つかの課題も明らかになってきたため、平成26年10月に、3つのルールのうちルール1及びルール2について、基本的な考え方は変えないものの、課題や財政状況等を踏まえて、レベルアップを図りました。

レベルアップの内容（平成26年10月／アンダーラインは変更点）

ルール1 財政運営の基本と積立基金の維持

各年度の予算編成は、基金に依存せず、その年度の歳入の範囲内で行うことを基本とします。やむを得ず基金を取り崩す場合でも、金額を極力抑制し、各年度末の財源活用可能な積立基金の残高が最低でも60億円を維持するようにします。



各年度の予算編成は、基金に依存せず、その年度の歳入の範囲内で行うことを基本とします。やむを得ず基金を取り崩す場合でも、金額を極力抑制し、各年度末の財政調整基金の残高が最低でも100億円を維持するようにします。

ルール2 積立基金の強制積立

決算剰余金の2分の1の金額を翌々年度の予算までに積立基金に積み立てます。



積立基金の自律的な積立

決算剰余金の2分の1の金額を翌年度の予算までに財政調整基金に積み立てます。併せて、決算剰余金の10分の1以上の金額を翌年度までに施設整備基金に積み立てます。

2 3つのルールと解説

ルール1 財政運営の基本と積立基金の維持

各年度の予算編成は、基金に依存せず、その年度の歳入の範囲内で行うことを基本とします。やむを得ず基金を取り崩す場合でも、金額を極力抑制し、各年度末の財政調整基金の残高が最低でも100億円を維持するようにします。

(解説)

かつて、目黒区では、財源不足に対応するための基金として、財政調整基金や施設整備基金を「財源活用可能基金」と定義し、運用してきました。

目黒区財政調整基金条例では、設置目的について、「経済事情の変動その他により財源に不足の生じたときのため」と規定しています。

施設整備基金条例では、設置目的について、「目黒区の公共用又は公用に供する施設の建設及び改修その他の整備に要する資金に充てるため」と規定しています。区有施設の改修は、毎年一定程度は行う必要があることから、財政状況が厳しいときには、この基金を財源対策のために取り崩してきました。しかし、老朽化した区有施設の今後40年間の更新経費を試算したところ、年間平均額が72.9億円に上がることが明らかになり、施設整備基金も、将来に備えた計画的な積立が必要になってきています。

また、「財源活用可能基金」の範囲は、全国的に統一された定義がなく、他団体との比較も難しいことなどの課題もあり、地方自治体の財源不足への対応力を比較する上でも、区民の皆さんにわかりにくくなっています。

こうしたことから、現在では、経済情勢の変動や不測の事態（災害など）へ対応するための基金としては、財政調整基金のみを財源活用可能な基金と位置づけ、その残高について、最低水準を定めることにします。

特別区の28年度末の財政調整基金の平均残高は284億円で、標準財政規模の28.8%となっています。これに対して、目黒区の財政調整基金残高は150億円で、標準財政規模の23.0%という低い水準にあります。全国的には標準財政規模の10%程度を適正としている自治体が多いようですが、「地方交付税が交付されない特別区は、景気動向による歳入の変動に大きく影響されやすい」と言われていることなどから、それに対処するため、より高い水準にならざるを得ないという実態があります。そこで、引き続き、財政調整基金残高は、最低でも100億円を維持するようにします。

さらに、今後は、特別区の平均的な水準も考慮し、将来に備えて、目黒区の標準財政規模である約600億円の20%以上、120億円を超える財政調整基金残高を維持することを目指していきます。

ルール 2 積立基金の自律的な積立

決算剰余金の 2 分の 1 の金額を翌年度の予算までに財政調整基金に積み立てます。併せて、決算剰余金の 10 分の 1 以上の金額を翌年度までに施設整備基金に積み立てます。

(解説)

レベルアップ前のルールでは、積立の期限を「翌々年度まで」としていましたが、景気動向による歳入の変動が大きい中では、前年度の歳入額である決算剰余金の 2 分の 1 の財源を翌年度に確保する方法より、決算剰余金が確定した時点で歳入（繰越金の変更）と歳出（基金積立）を同時に処理したほうがより確実に積立ができ、翌年度の財政見通しも立てやすくなることなどから、積立の期限について、「翌年度まで」としています。例えば、29 年度決算の剰余金は、その額が判明する 30 年度のうちに基金に積み立てることになります。

なお、財政運営の弾力性を確保するために、取崩についてはルールを設けませんが、取崩額が積立額を上回らないように努力するなど、基金の積み増しを図るようにしていきます。

また、施設整備基金については、将来に備えて、計画的に積立をしていくため、決算剰余金の 10 分の 1 以上を積み立てることにします。

このルールにより、例えば決算剰余金が 20 億円であった場合、10 億円を財政調整基金に、2 億円以上を施設整備基金に積み立てることになります。

ルール 3 起債発行額の上限設定

将来的な公債費の負担を軽減するため、起債については、1 年間の発行限度額を 20 億円までとします。

(解説)

現在のルールの狙いは、当該年度の公債費と、起債発行した場合の翌年度以降の公債費を比較検討し、新たに発行した起債の元金償還額の増が過去に行った起債の元金償還額の減を上回らないようにして、発行額を抑制し、将来的な公債費の負担を軽減することにあります。このルールは引き続き維持していきます。

なお、今後、多くの区有施設が一斉に老朽化による大規模改修や建て替えの時期を迎え、多額の更新経費が必要となることが見込まれています。起債は、将来に負担を先送りするというものではなく、財源の有効活用という意味合いや、長く使う施設について世代間の負担の平準化を図るという意味合いもありますので、区財政を圧迫しない範囲で、適切に活用する視点も必要です。

区では、区有施設の総延床面積の縮減を目指した取組を進めており、29 年 6 月に「区有施設見直し計画」を策定し、今後、具体的な取組を進めていく予定としていますので、その取組の状況を踏まえて、今後の起債発行のあり方について改めて検討していきます。

第3章 財政収支の見通しと財政計画の作成

1 今後の区の財政状況

最新の内閣府による月例経済報告においては、景気は、緩やかな回復基調が続いているとしています。先行きについては、雇用・所得環境の改善が続くなかで、各種政策の効果もあって、緩やかに回復していくことが期待される一方で、海外経済の不確実性や金融資本市場の変動の影響に留意する必要があるとされています。

区の歳入面では、特別区民税は、景気の緩やかな回復基調が続き一定の伸びが見込まれているところではありますが、ふるさと納税による影響がマイナス材料として懸念されます。また、平成31年（2019年）10月の消費税率引上げに伴い、地方消費税交付金が増加する見通しとなっている一方で、同時に実施される予定の法人住民税のさらなる国税化により特別区交付金は減となる見通しとなっています。こうしたことから、全体としては一般財源の大幅な増収は見込めない状況にあります。

歳出面では、子育て支援施策の拡充等に伴う経費や社会保障費の増加、今後見込まれる施設の更新経費負担や将来の新たな行政需要への対応など、大きな課題を抱えています。

このような財政状況の下で、新たな実施計画事業を含めた真に必要性・緊急性の高い事業に重点的に予算を配分しつつ、将来の新たな行政需要及び大規模災害や急激な経済変動などに対応するため、区の財政基盤をゆるぎない強固なものにしていく必要があります。

2 財政計画の作成に向けて

中期的な見通しを持って計画的な財政運営を進めるため、実施計画の改定に合わせて5か年の財政計画を作成しており、前回は、26年度の実施計画改定に合わせて財政計画を作成しました。

今後、現在進めている実施計画の改定作業や30年度（2018年度）予算編成作業に合わせて、財政計画（素案）を財政計画として最終的に決定していきます。

3 歳入・歳出の見通しと財政計画（素案）

以下の条件により今後5年間の歳入・歳出それぞれの見通しを立てました。

【歳入】

- ・ 特別区税収入は、各種経済指標や29年度の当初課税の状況、ふるさと納税の影響、過去の実績等を加味し、推計しました。
- ・ 配偶者控除及び配偶者特別控除の見直し、軽自動車税の環境性能割の導入など、現在決定されている30年度（2018年度）以降の税制改正を見込みました。
- ・ 地方消費税交付金は、31年（2019年）10月の消費税率引上げを前提に見込んでいます。
- ・ 特別区交付金は、29年度当初予算額をベースに、財源である調整3税のうち法人住民税（市町村民税法人分）について、31年（2019年）10月の消費税率引上げ時に実施予定のさらな

る国税化の影響などを踏まえ、算定しました。

- ・ 国庫支出金・都支出金は、「実施計画改定素案（30 年度～34 年度）」や、主な補助対象事業などによる増減見込みを反映させました。
- ・ 特別区債は、「実施計画改定素案（30 年度～34 年度）」上の起債と、過去に起債した分の満期一括償還に係る借換債（☞下記※参照）を反映させました。
- ・ その他、各種交付金について、物価上昇見込みなどを反映させました。

※満期一括償還に係る借換債とは

20 年間の借り入れを例にとると、定時償還方式のように毎年度均等に償還するのではなく、借入後 4 年目から毎年 6 %相当額を「基金」（減債基金）に積み立てておき、借入後 11 年目に「基金」へ積み立てた 42%相当の財源と、残り 58%相当について「借換債」を発行することで、借入額全額を一旦償還します。以降 10 か年に渡って同様に「基金」へ積み立てを行い、最終年度に再び一括して残額について「基金」を使って償還します。特別区では 13 年度に発行の起債（銀行借り入れ分）から採用しています。

【歳出】

- ・ 物価の上昇率は、30 年度（2018 年度）～32 年度（2020 年度）は 1.0%、33 年度（2021 年度）・34 年度（2022 年度）は 0.5%としました。また、31 年（2019 年）10 月からの消費税率引上げによる歳出増を加味しています。
- ・ 実施計画事業については、現在「実施計画改定素案（30 年度～34 年度）」を取りまとめており、全 44 事業、5 年間の総事業費 367 億円余を計上しています。今後、事業費の精査を行いながら財政計画に反映していきます。
- ・ 実施計画以外の一般事業費の既定経費は、人件費については「行革計画改定素案（30 年度～32 年度）」の重点戦略の 1 つに位置付けている「新「中長期の定数管理の考え方」の基本的方向性」に基づく職員数（32 年度（2020 年度）当初の常勤職員数 2,020 人）を反映しました。
- ・ その他、実施計画以外の一般事業費の新規・レベルアップ・臨時経費は、行財政運営基本方針に定める重要課題など、さまざまな区政の課題に対応していくために必要な経費を見込みながら、原則として一定の経費枠を設定して総額で管理するものとしました。

このような考え方で作成した 30 年度（2018 年度）～34 年度（2022 年度）の財政計画（素案）は【図表 20】のとおりです。

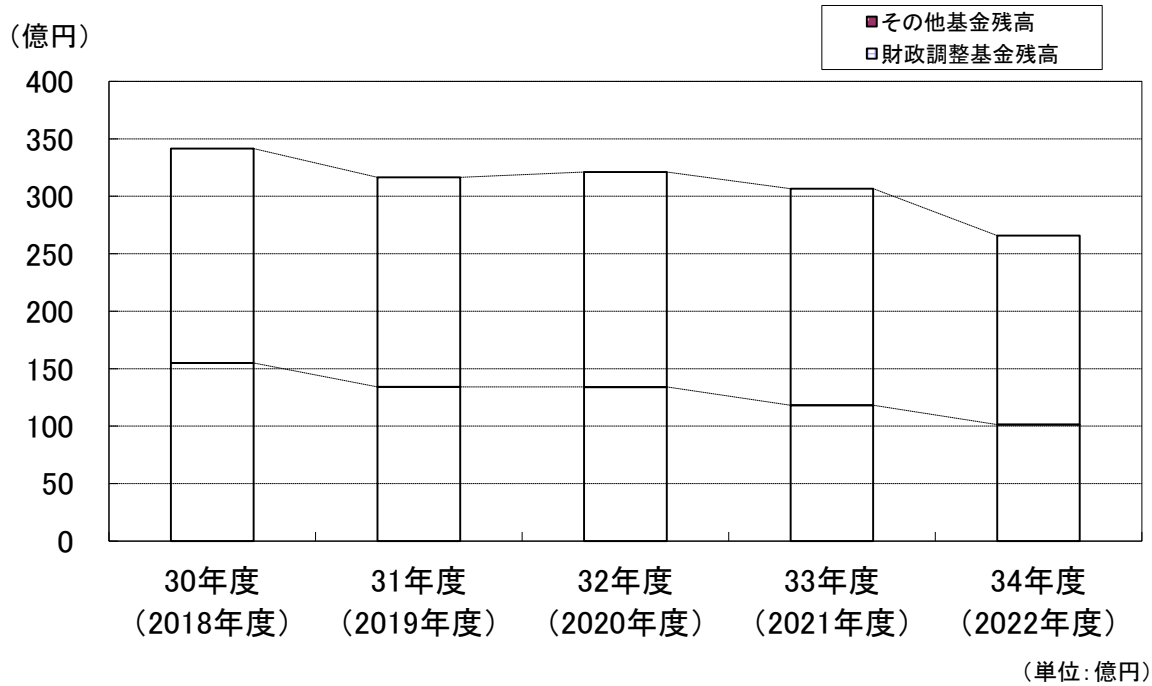
また、今回の財政計画（素案）の作成に当たり計上した、特別区債の発行や積立基金の積み立て・取り崩しを反映させた特別区債及び積立基金の年度末残高予測は、【図表 21】【図表 22】のとおりです。

【図表 20】目黒区財政計画（平成 30 年度～34 年度）（素案）

（単位：億円）

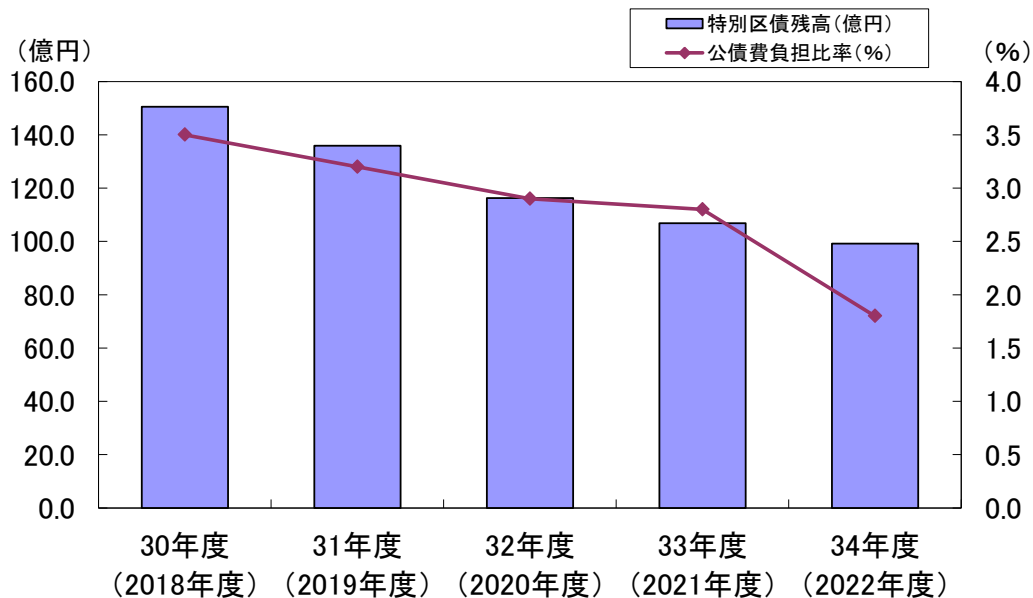
区分		平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)	平成33年度 (2021年度)	平成34年度 (2022年度)	30～34年度 合計
歳入	区税収入	432.8	436.0	440.2	439.7	438.2	2,186.9
	税外収入	506.7	533.8	542.0	541.3	560.0	2,683.8
	内	一般財源	243.5	259.0	259.2	262.5	1,287.5
		特別区交付金	127.0	129.5	138.5	122.4	639.7
		繰越金	20.0	20.0	20.0	20.0	100.0
		その他一般財源	96.5	109.5	100.6	120.1	547.6
	訳	特定財源	263.2	274.7	282.8	278.9	1,396.3
		国庫支出金	122.3	130.1	134.2	145.6	669.9
		都支出金	73.3	78.4	72.2	69.6	361.6
		その他特定財源	67.7	66.2	76.4	63.7	364.9
	特別区債		9.9	7.5	5.6	17.6	49.4
	歳入合計		949.3	977.2	987.8	998.7	4,920.0
歳出	既定経費		777.9	791.3	827.3	846.2	4,125.3
		人件費	187.4	182.0	183.1	177.8	911.9
		一般事務事業費	588.6	607.4	642.3	666.4	3,203.7
		予備費	2.0	2.0	2.0	2.0	10.0
	新規・臨時経費		171.4	185.9	160.5	152.5	794.7
		新規・LU経費	18.3	27.0	20.8	11.0	81.2
		臨時経費	153.0	159.0	139.6	141.4	713.3
	歳出合計		949.3	977.2	987.8	998.7	4,920.0
※うち実施計画事業費分		83.9	98.6	75.6	70.3	39.5	367.8

【図表21】 積立基金残高の将来予測



	30年度 (2018年度)	31年度 (2019年度)	32年度 (2020年度)	33年度 (2021年度)	34年度 (2022年度)
積立基金残高	341.6	316.5	321.2	306.6	266.0
うち財政調整基金	154.9	134.1	134.0	118.1	101.4

【図表22】 特別区債残高の将来予測



	30年度 (2018年度)	31年度 (2019年度)	32年度 (2020年度)	33年度 (2021年度)	34年度 (2022年度)
特別区債残高(億円)	150.5	135.9	116.3	106.8	99.2
公債費負担比率(%)	3.5	3.2	2.9	2.8	1.8

<用語解説>

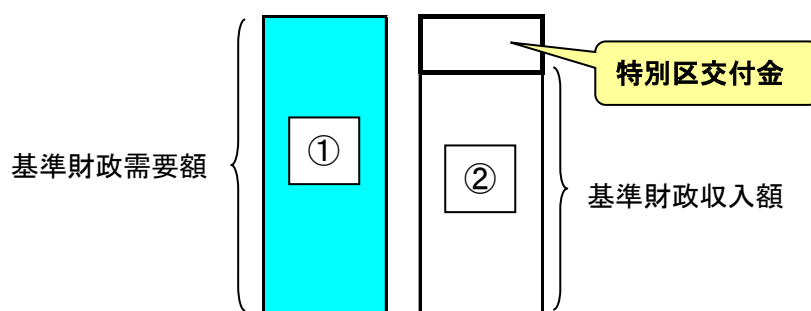
◆都区財政調整制度と特別区交付金

都区財政調整制度とは、都と区間の財源配分を行う制度です。特別区においては、大都市地域の行政に一体性・統一性を確保するという観点から、本来は市町村が行う事務の一部（例：消防・下水道等）を東京都が行っています。この財源として、市町村税である固定資産税、市町村民税法人分及び特別土地保有税の三税の収入額の合算額の55%は特別区交付金として特別区に交付され、残りの45%は都に配分されます。

平成12年の都区制度改革で、都と特別区の役割分担と財源配分の原則が地方自治法に規定されました。また、都区財政調整制度に基づく特別区交付金の財源配分の割合は特別区が52%とされましたが、「配分割合は中期的に安定的なものとし、大規模な税財政制度の改正があった場合、都と特別区の事務配分又は役割分担に大幅な変更があった場合、その他必要があると認められる場合に変更する。」とされています。

交付金の配分率に関しては三位一体改革等により、19年度から特別区の配分率が55%になっています。今後、都区のあり方に関する一定の方向が出るまでの間、この配分率をもとに都区それぞれが責任ある財政運営を行っていくこととされました。

特別区交付金は、下図のとおり、人口などの区の規模に応じて必要なサービス量を積み上げた基準財政需要額（①）と、特別区税の一定割合などを積み上げた基準財政収入額（②）との差額が交付されます。



◆一般財源

使い道が制約されない収入で、ここでは特別区税、地方特例交付金、地方譲与税、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、自動車取得税交付金、交通安全対策特別交付金、特別区交付金などを指します。

◆経常的経費・臨時的経費

毎年度、継続的かつ恒常的に支出される経費を経常的経費、突発的・一時的な行政需要に対する経費や不規則的に支出する経費を臨時的経費に分類しています。中でも人件費・扶助費・公債費が、経常的経費のうち大きな割合を占めています。

◆経常収支比率

財政構造の弾力性を判断するための指標で、特別区税など経常的に収入される一般財源のうちどれだけが経常的経費に充てられているかを示します。次の式で算出します。

$$\text{経常収支比率（％）} = \frac{\text{経常経費充当一般財源} \quad \leftarrow \text{経常的な支出}}{\text{経常一般財源総額} + \text{減税補てん債等} \quad \leftarrow \text{経常的な収入}}$$

◆基金（積立基金）

特定の目的で資金を積み立てるため設置するもので、年度間の財源を調整するための財政調整基金、将来の特別区債の償還のための減債基金のほか、現在、目黒区の普通会計上は次の積立基金があります。

施設整備基金、社会福祉施設整備寄付金等積立基金、三田地区街づくり寄付金等積立基金、奨学事業基金、区営住宅管理基金、サクラ基金、スポーツ振興基金、子ども・子育て応援基金、学校施設整備基金。

◆特別区債

区が外部（政府資金、民間資金など）から資金を調達する長期の借入金のこと、施設建設などで多額の資金を要する場合などに発行します。長く利用される公共施設などについては、世代間の負担を公平にすることができます。

◆公債費負担比率

公債費（地方自治体が借り入れた起債の元金及び利子の償還費）負担の程度を表す指標で、次の式で算出します。

$$\text{公債費負担比率（％）} = \frac{\text{公債費充当一般財源} \quad \leftarrow \text{公債費（一般財源分）（繰上償還分は除く）}}{\text{一般財源総額}}$$

◆標準財政規模

地方自治体の標準的な状態で経常的に収入される一般財源の規模を示すもので、財政健全化判断比率などの財政指標を算定する際の分母に用いられる数値です。

目黒区財政白書2017

～ 区財政の現状と見通し ～

平成29年10月発行

発行 目黒区

編集 目黒区企画経営部財政課

目黒区上目黒2-19-15

電話 5722-9137（直通）